

平成25年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成25年10月3日(木曜日)
午前10時00分 開議

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 議案第48号 美唄市給与条例の一部改正の件(総務・文教)
- 2 議案第49号 美唄市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正の件(総務・文教)
- 3 議案第50号 美唄市国民健康保険条例の一部改正の件(産業・厚生)
- 4 議案第51号 美唄市税条例の一部改正の件(産業・厚生)
- 5 議案第52号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の件(産業・厚生)
- 6 議案第53号 平成25年度美唄市一般会計補正予算(第4号)(予算審査特別)
- 7 議案第54号 平成25年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第1号)(予算審査特別)
- 8 議案第55号 平成25年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号)(予算審査特別)
- 9 認定第1号 平成24年度美唄市一般会計決算認定の件(決算審査特別)
- 10 認定第2号 平成24年度美唄市民バス会計決算認定の件(決算審査特

別)

- 11 認定第3号 平成24年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件(決算審査特別)
- 12 認定第4号 平成24年度美唄市下水道会計決算認定の件(決算審査特別)
- 13 認定第5号 平成24年度美唄市介護保険会計決算認定の件(決算審査特別)
- 14 認定第6号 平成24年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件(決算審査特別)
- 15 認定第7号 平成24年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件(決算審査特別)
- 16 認定第8号 平成24年度市立美唄病院事業会計決算認定の件(決算審査特別)
- 17 認定第9号 平成24年度美唄市水道事業会計決算認定の件(決算審査特別)
- 18 認定第10号 平成24年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件(決算審査特別)
- 第3 議案第56号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
- 第4 議案第57号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
- 第5 意見書案第14号 地方税財源の充実確保を求める意見書
- 第6 意見書案第15号 介護保険制度の給付範囲の縮減を図ることなく、更なる充実を求める意見書

- 第7 意見書案第16号 JR北海道の安全
対策強化と安全運行を求める意
見書
- 第8 意見書案第17号 国民皆保険制度の
堅持と地域医療の拡充等に関す
る意見書
- 第9 意見書案第18号 森林・林業・木材
産業施策の積極的な展開に関す
る意見書
- 第10 意見書案第19号 T P P 交渉経過情
報の提供と重要5農産物の聖域
確保を求める意見書

保健福祉部長兼福祉事務所長 山崎一広君
経済部長 須田正毅君
都市整備部長 本田弘明君
市立美唄病院事務局長 高倉雄治君
消防長 後藤樹人君
総務部総務課長 佐藤崇君
総務部総務課主査 平野太一君

教育委員会委員長 高橋泰浄君
教育委員会教育長 早瀬公平君
教育委員会教育部長 伊藤敦史君

選挙管理委員会委員長 竹山哲郎君
選挙管理委員会事務局長 佐藤崇君

農業委員会会長 西川芳勝君

監査委員 山口隆慶君
監査事務局長 濱砂邦昭君

◎欠席説明員

農業委員会事務局長 吉田寿幸君

◎事務局職員出席者

事務局長 中平匡司君
次長 三上忠君

午前10時00分 開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので、報告いたします。

農業委員会事務局長吉田寿幸君は、本日都合により欠席いたします。

◎出席議員（14名）

議長 内馬場 克 康 君
副議長 五十嵐 聡 君
1番 倉 本 賢 君
2番 長谷川 吉 春 君
3番 谷 村 知 重 君
4番 丸 山 文 靖 君
5番 本 郷 幸 治 君
6番 森 川 明 君
7番 吉 岡 文 子 君
8番 桜 井 龍 雄 君
9番 金 子 義 彦 君
10番 高 田 正 則 君
12番 小 関 勝 教 君
13番 土 井 敏 興 君

◎出席説明員

市長 高橋 幹 夫 君
副市長 藤井 英 昭 君
総務部長 市川 厚 記 君
市民部長 竹田 隆 君

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

12番 小関勝教議員

13番 土井敏興議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第48号美唄市給与条例の一部改正の件ないし順序18、認定第10号平成24年度美唄市工業用水道事業会計の決算認定の件の以上18件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第48号及び議案第49号の以上2件について、高田総務・文教委員長。

●総務・文教委員長高田正則議員（登壇）

ただいま議題となりました議案第48号美唄市給与条例の一部改正の件及び議案第49号美唄市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正の件の以上2件について、総務・文教委員会の審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月20日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第48号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、言語聴覚士は病院だけではなく、いろいろな施設でも雇われているところであり、今回も子育て支援センターへの配置ということであるが、基本的に、言語聴覚士の給料表に医療職を適用する整合性について、また、言語聴覚士の資格がなかなか就職に結び

つかないという話も聞くところであるが、今回の採用に当たり、求人に対する応募状況について、との質疑に対し、

言語聴覚士については、平成9年に法が制定され、11年に最初の国家試験が行われているところであるが、国においては、当初から医療職の位置づけであることから、本市もこの国の取り扱いに準じ、その資格を持っている者については、職場に関係なく、医療職として新たに規定を加えるものである。

また、言語聴覚士については、本年の8月5日から27日の期間で募集したところ、応募状況は、大卒2名、短大卒が1名の3名となっている。との答弁。

次に、世代間の給与配分を適正化する観点から、55歳を超える職員の昇給停止という今回の一部改正について、この改正に該当する職員数と昇給停止による年金への影響について、との質疑に対し、

今回の改正に該当する職員数は、一般行政職37名、医療二表は医療技術職1名、医療三表は看護師、保健師等5名、技能労務職2名、医療一表の医師1名となっている。

年金への影響については、各級の最高号俸に達して昇給しない職員が相当数含まれることから、全員に影響が出てくるものではないが、やはり、給料額が上がらなくなることによる年金への影響は若干出てくるものと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第49号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、平成19年10月の条例制定以前、また、それ以降における修学部分休業の取得実績について、との質疑に対し、

条例制定後、平成 20 年 4 月から 22 年 3 月までの間、1 名が週に 1 回の修学部分休業制度を取得しており、制定以前については、実績がないところである。との答弁。

次に、今回、条例に新たに加わることとなった給与の内訳と該当する職種について、また、修学部分休業の対象となる教育施設について、との質疑に対し、

給与の内容について、教職調整額に該当する職種は幼稚園の教諭、地域手当については、道等への派遣職員と医師、義務教育等教員特別手当については、指導主事と幼稚園教諭となっている。

また、対象施設については、学校教育法による高等専門学校と大学、学校教育法第 124 条の規定による専修学校、学校教育法 134 条の規定による各種学校となっている。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第 48 号及び議案第 49 号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第 50 号ないし議案第 52 号の以上 3 件について、小関産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員長小関勝教議員（登壇）

ただいま議題となりました議案第 50 号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件、議案第 51 号美唄市税条例の一部改正の件及び議案第 52 号北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の件の以上 3 件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご

報告申し上げます。

経過といたしまして、9 月 20 日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第 50 号における質疑・答弁について申し上げます。

国民健康保険運営協議会の内容について、開催回数、委員の構成は、との質疑に対し、

通常、定例開催は予算前と決算後、また、事前精算による補正が生じる可能性があるため、それに合わせて 3 回開催しており、委員の構成は、被保険者代表として事業代表 2 名、農業代表 2 名、保険医代表として医師会から 3 名、歯科医師会から 1 名、公益代表として経済界から北洋銀行の支店長、専修大学から札幌国際大学に移られた大学の先生、その他学識経験者として 1 名の現在 11 名で構成をしている。との答弁。

また、これら委員の役割、協議会の中でどのような立場で意見を反映されているのか、3 者それぞれ、どのような発言があったのか、との質疑に対し、

協議内容としては、予算・決算の定例会のほか、国保の事業運営に資するため、税率改定ほか重要な案件について諮問し、答申する業務があり、直近の協議会での発言では、被保険者代表からは、最近の税率改定の状況、中間所得層がとても厳しいという発言、保険医代表からは、今の介護保険制度の状況、T P P の中で混合診療等が入ってくるという状況、国民健康保険は皆保険制度の基盤であり、介護保険制度をきちんと守っていかなければならないという発言、公益代表は、医療を受ける側、提供する側の中立の立場であるため、具体的な発言はありません。との答弁があり

ました。

次に、議案第 51 条における質疑・答弁について申し上げます。

美唄市では現在、どれぐらい公的年金の特別徴収者がいるのか、との質疑に対し、

個人住民税において、市内で年金から特別徴収されている方は、1,510 人程度と押さえているとの答弁がありました。

次に、議案第 52 号における質疑・答弁について申し上げます。

美唄市内における住民基本台帳に登載されている外国人の数、また、その国籍は、との質疑に対し、

外国人登録者数は、8 月末現在で 43 名、国籍については、一番多いのが韓国、2 番目が中国、3 番目がフィリピンとなっているとの答弁。

住民基本台帳の中に入っている外国人の方も後期高齢者医療の対象となるのか、また、それは本人の希望によるものなのか、との質疑に対し、

後期高齢者医療も国保同様、皆保険制度のため、社会保険加入者や生活保護受給者などの適用除外の方を除いた、住民登録されている方が対象となり、外国人の方も制度上、加入という形になる。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第 50 号ないし議案第 52 号の以上 3 件は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第 53 号ないし議案第 55 号の以上 3 件について、五十嵐予

算審査特別委員長。

●予算審査特別委員長五十嵐聡議員（登壇）
ただいま議題となりました議案第 53 号平成 25 年度美唄市一般会計補正予算（第 4 号）、議案第 54 号平成 25 年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第 1 号）及び議案第 55 号平成 25 年度美唄市介護保険会計補正予算（第 1 号）の以上 3 件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、9 月 24 日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第 53 号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「公有財産解体事業」について、内容は旧西美唄小学校の校舎解体工事ということであるが、当初予算ではなく、今回、補正予算の計上に至った議論経過等について、との質疑に対し、

旧西美唄小学校の校舎については、平成 20 年に用途を廃止して以降、老朽化が進んでいることから、平成 26 年度での解体を計画していたところであるが、昨年の積雪による煙突の倒壊等、屋根の損傷が予想以上に激しく、今後の気象によっては屋根の飛散等、周囲の住宅に被害が及ぶ危険性があるなど、緊急を要する事由が生じたことから、危険度合いを優先し、過疎地域自立促進特別事業債を財源として、今年度において解体工事を実施するものである。との答弁。

次に、解体後の用地について、普通財産としての処分等の計画について、また、雑草の種等、近隣の農業者にとっては非常に気になる場所かと思われるが、今後の管理に対す

る考え方について、との質疑に対し、

解体後の敷地について、現在、国営農地再編事業の土置き場として一定期間使用したいという話があり、当面、土置き場として使われることになるものと考えているものの、処分については具体的に決まっていなところである。

土地の管理については、管理面積的にも相当の広さになることから、周辺の田畑に迷惑のかからないよう、今後、地域住民と十分協議しながら適切な管理に努めていきたいと考えている。との答弁。

次に、「畑作生産振興事業」について、美唄市における「そば」の生産について、戸数あるいは面積の約9割を請負集団が行っており、残り1割が、各生産者が個人で収穫し乾燥調製をしているとのことであるが、今回、この事業により比重選別機を導入するに至った経緯と機械の導入経過について、との質疑に対し、

今回、比重選別機を整備する美唄市農協管内においては、4つの集団と個人の刈り取り乾燥という流れがあったが、4つの集団のうち、1集団が従来部分の請負ができなくなったことから、これを契機に農協が中心となり、そばの設備利用の調整機関としての連絡協議会を立ち上げ、この中で美唄農協管内のそばの取り扱いについて調整を図った結果、今回、美唄市農協の大豆乾燥調製施設に比重選別機を整備するに至ったものである。

機械の導入については、財源である地域づくり総合交付金においては、必要な場合は事業に事前着手できるということから、7月16日の内示後、7月25日に美唄市農協がヤンマ

ーグリーンシステムと契約し、8月1日から事業に着手、8月14日に引き渡しを終えているところである。との答弁。

次に、そばについては、時期的には既に収穫が済み乾燥も終わり、次は品質を高めるための選別段階にあるものと考えているが、導入した比重選別機の稼働はいつからという計画となっているのか、また、今後の処理計画について、との質疑に対し、

本年度については、4集団のうち2集団を予定していたが、天候の関係で、そばの刈り取り、米の刈り取り、麦の播種作業が非常に近くなったことから、予定を少し前倒しし、2集団のほか、1集団の一部について既にこの施設に受入れをしているところである。

また、美唄市農協としては、従来、4集団が取り扱っていたそばのほか、将来的には、個人調製を行っている部分についても一元的にこの施設に搬入し、品質の向上、均質化を図ろうという計画となっている。との答弁。

次に、畑作生産振興事業全体については、いわゆる転作を主体としながら、麦、大豆が主流となっているところであるが、そばの作付面積が、ここ3年ほど200ヘクタールを超えて推移していることを踏まえ、そばについても一定程度の考え方を割きながら、この振興に取り組んでいくべきと思うが、市の考え方について、との質疑に対し、

そばについては、平成23年から本格実施された戸別所得補償政策において、戦略作物に位置づけられていることから、生産者にとって、農業所得を確保する上で重要な作物として、そばの生産もしっかりと定着させていかなければならないものと考えている。

また、そばでなければ作付けできない状況にある方もいることから、大きく伸ばすという方向まではいかなくとも、一定の所得が確保できる、品質のよいそばを出荷できる体制は必要であるものと考えている。との答弁がありました。

なお、議案第 54 号及び議案第 55 号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第 53 号ないし議案第 55 号の以上 3 件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認をいただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、認定第 1 号ないし認定第 10 号の以上 10 件について、高田決算審査特別委員長。

●決算審査特別委員長高田正則議員（登壇）
ただいま議題となりました認定第 1 号平成 24 年度美唄市一般会計決算認定の件、認定第 2 号平成 24 年度美唄市民バス会計決算認定の件、認定第 3 号平成 24 年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件、認定第 4 号平成 24 年度美唄市下水道会計決算認定の件、認定第 5 号平成 24 年度美唄市介護保険会計決算認定の件、認定第 6 号平成 24 年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件、認定第 7 号平成 24 年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件、認定第 8 号平成 24 年度市立美唄病院事業会計決算認定の件、認定第 9 号平成 24 年度美唄市水道事業会計決算認定の件及び認定第 10 号平成 24 年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上 10 件について、決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申

し上げます。

経過といたしまして、9 月 25 日ないし 27 日、9 月 30 日の 4 日間、委員会を招集して審査をいたしました。

委員会の冒頭、副市長から補足説明があり、引き続き代表監査委員から総括的所見がありました。

その後、認定第 1 号平成 24 年度美唄市一般会計決算認定の件に対する質疑に入りました。

以下、その主なものについて申し上げます。

まず初めに、第 1 款議会費、第 2 款総務費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「市税賦課徴収事務」について、専修大学北海道短期大学における固定資産税に関わる用途非課税の取り扱いについて、教育の用途に供されていない状況が来年 1 月 1 日現在も続いていけば、原則的に課税する方向であり、現在、空知総合振興局と評価に向けた調整を進めているとのことであるが、このことについての専修大学側の認識等、協議経過について、との質疑に対し、

市としては現在、施設の利活用について専修大学側に要望しているものの、大学側においては、プロジェクトを立ち上げて検討中の段階であり、まだ具体的な協議、意見交換の場を持っていないところである。

大学側に対し、資産状況の調査に入る旨を伝えていることから、課税の認識自体は持っているものと受けとめているが、今後の協議の中では、当然、課税も含めた話し合いを行っていきたいと考えている。との答弁。

次に、「防災資機材等整備事業」について、防災資機材等の保管場所については、地域に

置くことによってその利用価値が高まるもの
と考えるが、保管場所の現状と備蓄状況つ
いて、また、防災資機材のうち非常食につ
いては、当然、いずれは消費期限が到来す
ることとなるが、これらの処分方法等、今
後の取り扱いについて、との質疑に対し、

防災資機材等については、整備方針に基
づき、平成 23 年度から備蓄しているところ
であり、主なものとして、平成 24 年度ま
での備蓄状況は、災害備蓄用毛布 2,000
枚、避難所用マット 400 枚、非常食 1,274
食、発電機 10 台、ポータブル石油ストー
ブ 20 台、水中ポンプ 2 台、エアテント
一式となっている。

保管場所については、51 ヶ所の指定避
難所等、地域の拠点に分散して保管する
よう検討はしているものの、なかなか保
管場所がないという話も聞いていること
から、今後とも、引き続き地域と協議し
ていきたいと考えている。

また、非常食の消費期限は 5 年となっ
ていることから、保存年限が近づいたも
のから、順次、市の防災訓練や自主防
災組織、また、町内会による防災訓練
等において活用できるよう検討してい
きたいと考えている。との答弁があり
ました。

次に、第 3 款民生費、第 4 款衛生費に
かかる質疑・答弁のうち、主なものにつ
いて申し上げます。

初めに、「恵風園管理事務」について、
入所者個人の金銭管理については、本
人もしくは親族管理が原則ではあるも
の、実際には委任を受け、多くの通帳
を園において一括管理していること
であるが、これらの管理の実態につ
いて、との質疑に対し、

印鑑と通帳については、危険性及び保
管義務の観点から、それぞれ別々の金
庫に保管しているほか、預金の引き出
しについては、極力、職員に現金の持
ち運びをさせないという考え方のもと
、急を要する場合を除き、金融機関
に園に来ていただく対応をとるなど
厳重な管理、取り扱いに努めている
ところである。との答弁。

次に、「生活保護扶助事業」について、
決算額について、前年度の比較で 6,300
万円ほど減少となった主な理由につ
いて、との質疑に対し、

生活保護費にかかる扶助費については、
医療扶助費が大きく減少しているところ
であり、これは、医療扶助にかかる重
複受診や頻回受診あるいは後発医薬品
の推進等による医療費の適正化に加え
、入院から在宅ケアへの移行による
入院患者数の減少等により、扶助費が
減少したものと分析している。との
答弁。

次に、「墓地管理運営事業」について、
墓地の運営については、参道、排水
整備等の維持管理のほか、墓地台帳
の整備により、貸し出しや届け出等
の適切な管理に努めていること
であるが、実際、確認がとれず無縁
状態にある墓標の実態数の把握状況
について、また、将来にわたって墓
地の適正管理を図るためには、納骨
の際の届け出義務等の徹底が必要と
考えるが、台帳管理を行っていく上
での取り組みについて、との質疑に
対し、

現在、無縁状態になっている墓に関
しては、光珠内で 5 件、峰延で 3 件、
進徳で 30 件、茶志内 20 件、合計
58 件を確認している。

納骨時における埋葬許可証の提出等
、届け出義務の徹底については、看
板等の設置によ

り周知を図るなど、今後とも適切な台帳管理に努めていきたいと考えている。との答弁。

次に、「生ごみ堆肥化施設整備事業」について、生ごみ堆肥化施設整備基本計画の内容については、24年度中において、美唄市廃棄物減量等推進審議会での審議を3回行なったとのことであるが、この基本計画に基づき、今年度中にも生ごみの堆肥化に向けた方向性を決めていかなければならないものと認識しているが、今後のスケジュールと審議会での協議内容等について、との質疑に対し、

生ごみの堆肥化については、来年度の工事発注に向けた基本設計の段階にあり、今後、プラントメーカーから見積もりを徴取し、予算額を決定したいと考えている。

審議会においては、現在、生ごみの収集方法について審議いただいているところであり、最終的には、審議会の答申内容を踏まえ、収集方法等について検討していきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、第5款労働費、第6款農林費に係る質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「緊急雇用対策事業」について、予算額に対して480万円の不用額が生じた主な要因について、また、緊急雇用対策事業については、次の雇用までのつなぎ雇用という形での短期採用と認識しているところであるが、これまでに、緊急雇用対策事業により通年雇用化された人数について、との質疑に対し、

不用額が生じた理由について、地元農産品活用事業において、当初、2社2名の予算を計上していたが、プロポーザル方式で公募したところ、結果として1社1名の応募しかな

かったほか、その他の事業においても、当初見込みより雇用日数が減少したことで不用額が生じたものである。

また、通年雇用につながった実績については、23年度は、地場産品アンテナショップ運営事業で2名、観光産業人材育成事業で5名、24年度は、商工業活性化促進事業で1名が継続雇用されており、それ以前の継続雇用者である障害者雇用事業所2名、介護老人施設4名、人材開発センター1名を加え、これまでの総数は15名となっている。との答弁。

次に、「ふるさとハローワーク管理運営事業」について、ふるさとハローワークでの就職者数424人について、正規雇用あるいは非正規雇用、また、雇用先の市内、市外別等の内訳は把握していないとのことであるが、市内求職者の大半が地元での就職を望んでいると思われるほか、国全体が非正規から正規に移行しつつある中、実態の把握に努めるべきと考えるが、市の見解について、との質疑に対し、

ふるさとハローワークにおける就職者の実態については、10月以降に実施する労働基本調査のほか、岩見沢ハローワークにも確認の上、可能な限り内訳等の把握に努めていきたいと考えている。との答弁。

次に、「排水機場管理運営事業」について、市内4排水機場を稼働させる際には、市の運転員のほか、各排水機場に直接関係する周辺農家の方が業務員として従事しているものと認識しているが、各排水機場における業務員の人数について、また、離農あるいは高齢化等に伴う業務員の交代等の際における指導、教育体制の状況について、との質疑に対し、

各排水機場に従事する業務員については、茶志内が6名、上美唄が6名、開発が6名、沼の内が5名となっている。

また、業務員への指導等の状況については、施設の運転に関し、洪水発生時等、非常時の運転のみならず、機械の維持管理運転のほか、施設まわりの維持・補修等の日常業務等について地域の方々に対応いただいております。業務員の交代時においては、地域の研修の中で、現場対応を含めた引き継ぎをしていただいている状況にある。との答弁。

次に、「分収造林受託事業」について、予算額に対し大きな不用額が出ているが、当初予算の考え方と不用額が生じた理由・経過について、との質疑に対し、

分収造林受託事業については、市と独立行政法人森林総合研究所との間の分収契約により、最終的には、森林総合研究所の方で事業を執行する形になっている。

このため、予算段階においては、市として国の概算要求で事業の一定規模を把握の上、伐期が近くなった森林、除伐等の作業を要する森林についての要望書を提出し、森林総合研究所と一定の協議を行っているところであるが、最終的に事業量、実施地域が決まるのは、現地調査、ヒアリング等を経た5月近くになるようなスケジュールになっている。

このほか、特に24年度は、東日本大震災の関係で国費が回らなくなったこともあり、森林総合研究所との協議により、最終的に当初予算で見込んだ事業量が見込めない経過になったものである。との答弁がありました。

次に、第7款商工費、第8款土木費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し

上げます。

初めに、「パークゴルフ場整備事業」について、当初、今期の遅い段階での試験的な供用開始という話もあったかと認識しているが、その後の工事の進捗状況等、今後における供用開始の見通しについて、また、現状においても、他の近隣パークゴルフ場と比較し、芝の管理に難点が身受けられるところであり、パークゴルフ場による交流人口の増加を図るためには、しっかりした管理が必要であると考えるが、市の考え方について、との質疑に対し、

パークゴルフ場の増設工事については、23年から実施設計に入り、24年度から本工事を進めてきたところであるが、昨年、雨が多かったことや、雪が例年より多く雪解け水が多かった影響により、コースの芝が流れるなどがあったことから、施工業者、指定管理者と協議した結果、来年5月あたりのオープンを目指し、芝生の目土等を行いながら、根がしっかりするまで養生に努めることとし、本年度のオープンは見送ったところである。

現在、パークゴルフ場の管理については、指定管理者にお願いしているところであるが、増設工事の完了後における36ホールでの営業開始を契機に、交流人口の増加を図るべく、施設整備あるいは適切な管理状況等、指定管理者と十分協議していきたいと考えている。との答弁。

次に、「美唄国設スキー場管理運営事業」について、国設スキー場の運営について、指定管理者側の経営努力を得ながら、今後とも継続をしていきたいとのことであるが、今後、スキー人口がどう推移するかという大きな要

素に加え、宣伝、集客の努力も必要であり、指定管理者だけではなく、設置者である市としても利用増に向けた各部門での意識を強めていくべきと考えるが、市の考え方について、との質疑に対し、

国設スキー場の運営については、現在、指定管理者に管理を委託しているところであるが、開設後 37 年を経過し、老朽化が進行していることから、指定管理者と協議の上、優先度の高いものから計画的に整備していかなければならないと認識しているほか、スキー場を含めた、さまざまな市の観光資源の活用、あるいは学校授業でのスキー場の利用等、各部門とも十分連携、協議を図りながら、交流人口の増加に努めていきたいと考えている。との答弁。

次に、「道路維持管理事業」について、道路維持に関しては、数多くの地域要望が寄せられている現状にあるものと思うが、その件数と内容等について、また、地域の説明責任等、要望に対する対応の状況について、との質疑に対し、

地域要望については、平成 24 年度は 16 町内会から、舗装要望が 21 件、側溝整備要望が 8 件、河川整備要望が 1 件となっており、このほか、維持的な要望については、排水の補修要望が 4 件、側溝のふたの設置要望が 7 件、道路補修が 3 件、街路灯設置要望が 3 件、河川の補修が 2 件となっている。

地域要望の対応としては、まず、要望が上がってきた段階で地域の町内会役員の方々と現地立会を行うこととしており、この中でいろいろな意見を聴き、優先順位について相談させていただきながら計画的な実施に努めて

いるところであるが、なかなか完結に至らないのが現実であることから、市の財政状況を説明するなど、今後とも地域と十分協議し進めていきたいと考えている。との答弁。

次に、「市営住宅・道営住宅管理運営事業」について、住宅への入居については、公営住宅法に定められた取り扱いをしているとのことであるが、公募については、一定区間を区切って行なわれている実情にあると認識している。住宅を求める市民のニーズにこたえるためには、タイムリーな募集を図ることが必要と考えるが、公募の実績と実情について、との質疑に対し、

住宅の公募については、空き室が出た段階で修繕し、その後、公募の手続に入るという形をとっており、公募の回数については、本年度、市営、道営それぞれ 1 回ずつ行なっているところである。

今後においても、さらに 1 回ないし 2 回の公募を考えているところであるが、空き室の状況あるいは修繕状況に加え、今までの公募で落選された方のニーズ等も踏まえ、できるだけ多様な住宅の供給を図りたいとの観点から、メロディー等による公募の周知徹底はもとより、タイムリーな住宅提供を目指し取り組んでいきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、第 9 款消防費、第 10 款教育費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「消防団運営事業」について、消防団員について、年齢面や体力面あるいは職場の関係等による退団もかなりあるものと推測するが、入団や退団等、近年の団員数の状況

について、また、他市の状況等も踏まえた、将来的な分団合併等の可能性について、との質疑に対し、

消防団員数の状況については、23年度は、12名退団に対し入団者が16名、平成24年は、退団者16名に対し入団者が10名となっており、例年、250名前後で推移しているところである。

また、消防団の将来的な合併等については、今後における消防団の団員数、美唄市の状況等を踏まえ、適宜検討していかなければならないものと考えているが、平成19年に消防団の合併を行った後、団員数は90%前後の充足率を維持しており、他市との比較でも高い水準にあると認識していることから、当面は現体制が継続されるものと考えている。との答弁。

次に、「救急業務推進事業」について、救急講習の回数及び受講者数が前年度に比べて大きく減少しているが、その理由と今後の取り組みについて、との質疑に対し、

救急講習については、3カ月に1回、計画的に講習開催の案内をしているところであるが、余りにも申し込みが少ない場合、受講者に意向確認の上中止するなど、予定している回数が行えていない状況がある。

受講者の減少理由については、熱心な方の受講が済み、落ち着いた状況にあるとも考えられるが、今後ともPRを重ね、受講者を増やすよう努めていきたいと考えている。との答弁。

●議長内馬場克康君 発言の途中でございますが、このまま暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時43分開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

高田決算審査特別委員長の報告を続けます。

●決算審査特別委員長高田正則議員

次に、「外国人講師小中学校派遣事業」について、市内における英語教育について、現在、文部科学省の学校指導要領では、小学校5・6年生で教えることになっているが、英語が主流となっている国際化の時代において、早い時期からの外国語活動の導入も必要と考えるが、現状の取り組み状況について、との質疑に対し、

小学校における外国語活動については、5・6年生において、それぞれ年間35時間が計画されているところであるが、現在、市内5校のうち1校においては、低学年から英語に親しむ時間を設けている状況にある。

また、幼児期から英語に親しむ活動を進めるに当たり、幼稚園からの外国人講師の派遣要請に積極的に応じているほか、特に、小学校英語教諭、英語専門の教員が配置されていない小学校において、外国人講師の積極的な活用が図られているところである。との答弁。

次に、「現状の英語教育におけるALTの活用状況」について、現在、1名の外国人講師が配置されているとのことであるが、1人での程度の時間を受け持っているのか、また、今後における外国人講師の増員に向けた考え方について、との質疑に対し、

1名で可能な持ち時間数は、学校間を移動する時間も含め、950時間程度と考えており、

その中で、昨年度、805 時間の活用があったところである。

英語教育については、現在、国においても、小学校における英語学習の抜本的拡充が議論されていると承知しており、外国人講師活用の拡充については、国の動きも踏まえ、十分に検討していきたいと考えている。との答弁。

次に、「通学路等の安全確保対策」について、各学期当初における点検に加え、安全マップの取り組み、児童・生徒への周知・指導、あるいは道路管理者との協議等、適切に行われているものと認識しているが、具体的事例として、倒壊の恐れのある旧理容美容学校における児童・生徒の安全確保の対応状況について、との質疑に対し、

旧理容美容学校については、付近に小学校もあり、中学校の通学路にもなっている箇所であることから、学校に対し注意喚起はしているものの管理者自体に連絡が取れないという状況もあり、対応に苦慮しているところである。

トタンを飛散などの危険な状況がある場合は、市で緊急対応しているところであるが、児童・生徒の安全確保のため、今後における抜本的な対策について、市長部局とも十分協議していきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、第 11 款災害復旧費ないし第 15 款予備費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「公債費」について、地方債の元利償還に対し、交付税措置される割合が約 55% のことであるが、償還額の適正值に向けた進行管理について、との質疑に対し、

公債費負担については、償還額そのものではなく、財政規模に応じた実質的な公債費の割合である実質公債費比率により管理しており、この数字を 18%以下にすべきとの道の指導により、平成 18 年度に策定した公債費負担適正化計画により、平成 30 年度の達成に向けて取り組んでいるところである。との答弁。

次に、「職員費」について、職員の再任用制度について、この制度は年金受給までのつなぎ雇用と認識しているが、この制度により、正規職員の採用が減っていくのではないかと考えるが、市の見解について、との質疑に対し、

再任用に当たっては、本人の意向のほか、退職時のポスト、職歴等を考慮することとしているが、新規採用への影響もあるため、再任用のポストについては、全体の配置の中で十分に検討しなければならないものと考えている。との答弁がありました。

次に、歳入全般にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「市税の収納率の現状」について、との質疑に対し、

平成 24 年度の市税収納率は 88.2% となっており、前年との比較で 2.8% の上昇となっている。との答弁。

次に、「教育受託負担金」について、小学校・中学校それぞれの該当者数について、また、今後における該当数の把握の状況について、との質疑に対し、

24 年度の該当者数は、峰延小学校が 4 名、峰延中学校が 6 名となっている。

今後の該当者については、学校において確認しながら把握に努めている。との答弁があ

りました。

次に、認定第3号平成24年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、国保会計の歳入における繰入金が、前年度との比較においてかなり大きくなっているが、その内訳について、との質疑に対し、

法定内の繰入金に関しては、税率改定により税額が増えた分、軽減対象者も増えたことから、保険基盤安定軽減部分が3,000万円の増加となったほか、法定外の繰り入れを24年度に初めて行ったことから、この分8,725万6,000円が増となっている。との答弁。

次に、世帯当たりの収入が変わらない中での保険税の値上げは、市民生活にとって大変な負担となっており、収納率の低下という形であらわれているものと考えているが、今後の国保会計の見通しについて、との質疑に対し、

24年度においては、税率改定をもってしても、法定外繰り入れがなければ赤字決算が予測されたところであり、今後においても、毎年の決算状況を検証しながら、一定時期の税率について検討していかなければならないものと考えている。との答弁がありました。

次に、認定第6号平成24年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

恵祥園においては、採用条件、労働条件の違い多くの職員がサービス提供に当たっているものと認識しているが、その中で、正規職員の役割と責任の明確化に対する考え方について、との質疑に対し、

嘱託職員の中にも有資格者はいるものの、現場が中心となっている現状においては、正

規職の資格者を中心に嘱託職員が正規職をフォローする形の中で実施しているところであるが、今後、正規職員の役割分担の明確化については、職員配置の見直しも含め検討していきたい。との答弁がありました。

なお、認定第2号、認定第4号及び認定第5号、認定第7号ないし認定第10号、書面審査及び総括質疑に関して質疑はありませんでした。

以上の経過から、認定第1号及び認定第3号については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

また、認定第2号、認定第4号ないし認定第10号については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 これより議案第48号及び議案第49号の以上2件について、一括質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第48号美唄市給与条例の一部改正の件及び議案第49号美唄市職員の修学**

部分休業に関する条例の一部改正の件の以上2件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第50号ないし議案第52号の以上3件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第50号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件**ないし**議案第52号北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の件**の以上3件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第53号ないし議案第55号の以上3件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第53号平成25年度美唄市一般会計補正予算(第4号)**ないし**議案第55**

号平成25年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号)の以上3件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより認定第1号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

2番長谷川吉春議員。

●2番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました認定第1号平成24年度美唄市一般会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

最初に、私の立場を申し上げますと、認定に反対の立場であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

平成24年度一般会計決算状況は、歳入総額160億8,457万6,000円に対し、歳出総額160億2,689万9,000円で、差し引き5,767万7,000円の黒字決算となっています。

また、平成24年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支については、9,388万7,000円の赤字となっています。

本年度の歳入歳出における執行率は、歳入で95.3%、歳出で95.0%で、前年度と比較して歳入では1.1ポイント、歳出では0.6ポイント、それぞれ下回った決算となっています。

一方、収支状況で見ると、形式収支5,767万7,000円、実質収支5,749万5,000円と、それぞれ黒字決算となっていますが、単年度収支では9,388万7,000円の赤字となっています。

平成24年3月8日に成立した民主党野田

政権による平成 24 年度の政府予算は、小泉政権を上回る社会保障の切り捨て、大企業、富裕層への減税、ばらまきなど自民党顔負けの逆立ち予算です。民主党の 2009 年の総選挙のマニフェストをひっくり返して、国民を完全に裏切る予算となっています。

とりわけ社会保障の削減は、高齢者から働き盛りの世代まで国民の暮らしを直撃しています。年金は 4 月分から 0.3%、10 月からは 0.9% の削減、また、民主党が廃止を公約した 75 歳以上の後期高齢者医療保険料は、平均で 7,000 円以上も引き上げられ、子育て世代も子ども手当が引き下げられています。社会保障関係費は、小泉政権の構造改革でも伸び率を冷たく抑制しましたが、平成 24 年度は戦後初のマイナス予算となっています。

こうした厳しい環境の中での平成 24 年度の美唄での予算の執行でありましたが、その執行に当たっては、職員の皆さん方の並々ならないご努力とご苦勞があったことと思ひ、改めて敬意を表したいと思ひます。

歳出の主な部分、新しい取り組みとして、農業用排水路整備事業、各種ほ場整備事業、パークゴルフ場整備事業、各地域の道路側溝整備の事業、消防通信指令施設更新、スクールバスの更新、小中学校での放送設備改修、大規模改修工事、また、異常気象による大雪に対して、数回にわたる補正予算を組んでの除排雪などを挙げるができると思ひますが、全体として見るならば、国による社会保障の後退、国民に一層の負担を押しつける政治の枠組みの中での市政のあり方であり、道路側溝整備の遅れや地域医療体制の遅れ、基幹産業である農業に対しても、将来に明るい

展望の持てる美唄市としての政策が出されていません。また、まちづくり市民懇談会で出された市民の要望に十分こたえていないなどの多くの問題があります。

一昨日の 10 月 1 日、自民党の安倍政権は、多くの国民の反対の声を無視して、消費税を 8% に値上げすることを表明しました。総額で 8 兆円に上る負担を国民に起しつける暴挙であります。物価を上昇させ、国民の消費を冷え込ませて、暮らしと経済に壊滅的な打撃を与えます。しかも、その後には、再来年 10 月からは、消費税の税率をさらに 10% に引き上げる増税が待ち構えています。大体、民主党政権の下で昨年 8 月、自民、公明、民主の 3 党で消費税増税法を強行成立させた際、増税の実施は経済状況の好転が条件でした。安倍政権が経済の再生を最優先させたのもそのためですが、アベノミクスの結果、株価や物価は上がっても国民の所得や雇用は増えていません。

昨日の北海道新聞の社説には、次のように書かれています。「一体何のための増税なのか。目に余るのは企業誘導だ。国民の暮らしは物価高や賃金下落、年金保険料などの負担増に脅かされ、増税で生活基盤さえ破壊されかねない。首相の言う賃上げ策も確たる保証がない。デフレ脱却も、福祉の充実も果たせず、財政再建にもつながらない増税なら認められない。」これが、道新の社説であります。

平成 24 年度の決算の内容は、結果的には財界言いなりの福祉切り捨て、国民いじめの政治の枠組みの中でのものであり、認めがたいものであります。

市長は、市民生活を守るために、国の悪政

から市民生活を守る防波堤の役割をしっかりと果たすために、一層の努力をされることを期待しまして、討論を終わります。

●議長内馬場克康君 8番桜井龍雄議員。

●8番桜井龍雄議員（登壇） ただいま議題となりました認定第1号平成24年度美唄市一般会計決算認定の件につきまして、討論に参加させていただきます。

私の立場は、原案に賛成であります。

以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

平成24年度一般会計の決算は、歳入総額160億8,457万5,812円に対し、歳出総額160億2,689万8,533円で、歳入歳出差額は5,767万7,279円となり、翌年度に繰り越すべき財源18万2,000円を除く実質収支で、5,749万5,279円の黒字決算となりました。

平成24年度決算状況については、歳入面から申しますと、市税が予算額よりも約5,800万円増えたものの、地方交付税決算額が予算現額よりも約2億6,900万円の減、歳出面では、雪による道路や中心市街地等の除排雪費として、約1億4,600万円の補正予算を編成するなど、大変厳しい年度でありました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率については、平成23年度決算と比較して、連結実質赤字比率で2.1ポイント、実質公債費比率では1.0ポイント、将来負担比率は14.3ポイント改善されております。

こうした状況の中で、決算での黒字の確保、健全化比率の数値の改善は、市民の皆様の深いご理解とご協力をいただいたことや、財政健全化計画に基づき、人件費の抑制、経費の

節減などを着実に実行したことが要因であると考えます。

今後とも理事者側においては、財政健全化に向けた取り組みを着実に推進していかねなければならないものと考えます。

賛成の理由について、主な施策の取り組みについて申し上げますと、平成24年度は、美唄未来交響プラン（第6期美唄市総合計画）の都市像に掲げている「食・農・アートが響き合う 緑のまち 美唄」の推進を基本に、ごみ広域処理焼却施設整備事業や生ごみ堆肥化調査検討事業など、環境に配慮しながら、本市の基幹産業である農業を基軸とした産業間連携による経済振興や、防災資機材等の整備事業、消防通信指令施設整備事業など、安全・安心な暮らしに立脚した市民生活の向上を図りながら、地域の特性を生かした人づくり、まちづくりの施策に積極的に取り組まれたことを評価するものでございます。

地方財政制度の行方は極めて不透明な状況にあり、厳しい財政運営が続くと認識しておりますが、市長の強いリーダーシップのもとで、市民のニーズにこたえながら、財政の健全化と地域活性化に向けて、積極的に取り組まれますことをご期待申し上げて、私の討論といたします。

議員各位には、よろしくご賛同のほど、お願いいたします。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**認定第 1 号平成 24 年度美唄市一般会計決算認定の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより認定第 2 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**認定第 2 号平成 24 年度美唄市民バス会計決算認定の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより認定第 3 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

2 番長谷川吉春議員。

● 2 番長谷川吉春議員 (登壇) ただいま議題となりました認定第 3 号平成 24 年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

最初に、私の立場を申し上げますと、認定に反対の立場であります。

以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

現在、日本の相対的貧困率は、1997 年以降最悪となっています。その原因は、雇用破壊による非正規労働者の低賃金などの問題ばかりではなく、所得の再配分においても、税と社会保障制度がその役割を果たしていないことが大きな要因となっています。本来、税や社会保障には貧困の格差をなくし、貧困率を引き下げる役割があるにも関わらず、それが発揮されていないのが現状です。自公政権の下で、長年にわたって社会保障費を毎年 2,200 億円削減してきたことなども、こうした事態を生み出している大きな原因であります。

民主党の鳩山元首相は、国会での答弁で、「税と社会保障は、むしろ貧困率を高めている事実を認めなければならない」と答えています。国民の重い負担になっている社会保障費の典型が国民健康保険税です。鳩山元首相は国会での答弁で、「所得 300 万円の方がその 1 割以上の国保税を払わなければならないのは、率直に申し上げて相当高い」、このように答弁しています。

本市においては、平成 24 年度の国保税の滞納世帯数は 612 世帯で、課税世帯 5,442 世帯の 11.2% になり、資格証交付件数も 99 件に上っています。

歴代自民党政権は、1984 年の国保法改悪を初めとし、国保への国庫支出金を削減し続け、各地方自治体の国保会計を深刻な状況に追い込みました。年金者や自営業などが加入の大半を占める国保は、もともと、手厚い国庫負担なしには成り立たない医療制度です。

ところが、1984 年から 2006 年までの間に、

市町村の国保の総収入を占める国庫支出金の割合が 49.8%から 27.1%と約半分になっています。国保税をだれもが払える水準に引き下げ、安心できる医療制度にするには、国庫負担をもとに戻すことが必要です。

本会計の決算状況は、歳入総額 38 億 8,025 万 3,000 円、歳出総額 37 億 7,114 万 4,000 円で、差し引き 1 億 910 万 9,000 円の黒字決算となっています。歳入で言えば、前年度より 8,994 万 9,805 円の増となり、それは、平成 23 年に比べ、保険税が 1 世帯当たりの調定額が 3 万 4,752 円値上がりしたことが大きな要因であり、その分市民生活が圧迫されていることを示すものであります。

また、この歳入には、本年度、本市として初めてである一般会計からの法定外の繰り入れである 8,725 万 6,000 円を取り入れたことも本年度の国保会計の大きな特徴であります。

本会計の予算の執行に当たっては、数字的なものではなく、結果として国民に大きな負担を押しつけている国保の仕組みを市民にも押しつけるものであり、認定しがたいものであります。

市長は、市民の命と暮らしを守り、安心して生活ができるよう、国庫支出金をもとに戻すことを含め、社会保障の抜本的な改善に向けて、国に対して強く働きかけることを期待しまして、討論を終わります。

●議長内馬場克康君 4 番丸山文靖議員。

●4 番丸山文靖議員（登壇） ただいま議題となりました認定第 3 号平成 24 年度美咲市国民健康保険会計の決算認定の件につきまして、討論に参加させていただきます。

結論から申し上げます。

私の立場は認定に賛成であります。

以下、その理由と若干の意見を述べさせていただきます。

国民健康保険は、住民にとっての医療を受ける機会を確保する地域保健として、国民皆保険制度の中核をなすものですが、現在は、高齢者や低所得者の加入が増加し、医療費水準は高くなる一方、加入者の所得水準が低いという構造的な問題を抱えており、多くの市町村国民健康保険者にとっては、事業の財政を悪化させている状況にあります。

そのような状況の中、本市の平成 24 年度決算状況は、実質収支額で 1 億 910 万 9,000 円の黒字となっております。

昨年度末時点で、国民健康保険支払準備基金残高がゼロとなり、厳しい局面に立たされておりましたが、税率改定を行い、保険税収入を確保し、また、一般会計からの法定外繰入がなされたことにより、本年度において、決算余剰としたことは、今後の財政運営にある程度の見通しをつけたのではないかと思います。

しかしながら、今後も高齢化はますます進み、医療の高度化など医療費が増加する要素はたくさん考えられるところであります。

そのためにも、「健康であること」や「疾病の予防をする」という意識を醸成をしていくことは大切であり、特定健康審査や各種がん検診等により、疾病の早期発見、早期治療につながり、これらを積極的に推進することにより、いつも健康で、それを長く維持してもらうことに期待ができるところであり、医療費を抑制することに結びつくものと考えられるところであります。

なお、依然として国民健康保険事業は、厳しい運営が続くことが予想されておりますが、今般、国においては、国保の運営保険者を都道府県に移行する方針という方向性が示されたところでございます。

このことについては、国保制度において大きな変革となり、市町村国保は、情報を的確に把握しながら対応していかなければならないものと考えるところであります。

しかしながらも、現時点におきましては、現在運営している事業の安定を保ちつつ、被保険者に対しては、健全な事業状況をお示しすることができるよう、適切に事業運営がなされますことにご期待を申し上げて、私の討論を終わらせていただきます。

皆様の賛同をよろしくお願い申し上げます。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**認定第3号平成24年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより認定第4号ないし認定第10号の以上7件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**認定第4号平成24年度美唄市下水道会計決算認定の件**ないし**認定第10号平成24年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件**の以上7件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

次に日程の第3、議案第56号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件及び日程の第4、議案第57号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件の以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第56号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。

本件は、三宅雅登委員が11月10日をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として引き続き三宅雅登氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次は、議案第57号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。

本件は、三浦洋嗣議員が11月10日をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として引き続き三浦洋嗣氏

を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第 56 号については、別にご発言もないようですので、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 56 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件**は、原案のとおり**同意**することに**決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第 57 号については、別にご発言もないようですので、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 57 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件**は、原案のとおり**同意**することに**決定**されました。

次に日程の第 5、意見書案第 14 号地方税財源の充実確保を求める意見書ないし日程の第 10、意見書案第 19 号 T P P 交渉経過情報の提供と重要 5 農産物の聖域確保を求める意見書の以上 6 件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第 14 号ないし意見書案第 16 号の以上 3 年について、7 番吉岡文子議員。

●7 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第 14 号ないし意見書

案第 16 号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いています。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の急激で確保が不可欠です。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求めます。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

(1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

(2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

(3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。

(4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

(5) 地方公務員給与の引き下げを前提として、平成 25 年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2. 地方税源の充実確保等について

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。その際、地方消費税の充実など、財源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

(3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている「機械並びに装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

(4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。

(5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年10月3日

北海道美唄市議会

介護保険制度の給付範囲の縮減を図ることなく、更なる充実を求める意見書

社会保障制度改革国民会議は8月6日、報告をまとめ政府に提出しました。政府は今後、分野ごとの具体的な制度設計を議論し、来年度の通常国会以降に関連法案を提出するとしています。

報告書は、介護保険制度について、給付対象の抑制を図ることを口実に、「要支援1,2」と認定された「要支援者」を保険の給付対象から外し、市町村が裁量で行う地域支援事業の対象に移すこととし、一定以上の所得がある利用者の負担引き上げも盛り込まれるなど、これは明らかに介護保険制度の後退と言わざるを得ません。地域支援事業の財源は一定の範囲内で介護保険財政から支出されるものの、事業内容は市町村の裁量とされ、介護にあたる人員や運営の基準も示されず、ボランティアや民間事業者の配食サービスなどの活用が求められることとなります。

要支援者への保険給付の大半を占める調理などの専門のヘルパーによる生活援助の取り上げにつながることは明白で、サービス低下を招くことにもつながり、財政状況がひっ迫している本市をはじめ、地方都市においては地域間格差が生じることも強く懸念されます。

社会保障の給付は、人間らしく生きる権利を実現するためにも国家による保障が基本であり、高齢者の生存権を保障するためにも保険給付範囲の縮減は行うべきではありません。

よって、政府におかれては、「社会保障制度改革国民会議」の報告もさることながら、より質の高い保健医療・福祉サービスの確保、将来にわたって安定した介護保険制度の確立に取り組むとともに、利用者が切実に求めて

いる、国による社会保障制度の更なる充実を図るよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 25 年 10 月 3 日

北海道美唄市議会

J R 北海道の安全対策強化と安全運行を求める意見書

J R 北海道は、平成 23 年 5 月の石勝線トンネル内の脱線火災事故を踏まえ、昨年 11 月に「安全基本計画」を策定しましたが、その後の出火、脱線などの重大インシデントやトラブルが相次いでおり、公共交通機関としての信頼は大きく揺らいでいます。今年 11 月から、特急列車の減速・減便といったこれまで前例のない取り組みを決定した矢先、9 月 19 日には貨物列車が脱線事故を起こし、保線管理の問題も明らかになりました。

特急列車や貨物列車の運休により、道内の経済・観光などに大きな影響が出ており、道内交通の大動脈とも言える鉄道輸送体制がこれまでどおり維持されるのかと、道民の多くは不安を感じており、また、構造的問題を指摘する声も上がってきています。

J R 北海道が国土交通省に再発防止策を提出した際の会見で、野島社長は「老朽化した車両のメンテナンスが十分に行われていない問題があった」と不備を認め、整備時間の確保に努めることを表明しましたが、事故原因の究明が進むにつれ、整備や保安分野での技術継承や老朽化によるエンジンの改修・更新の必要性など、さまざまな問題点が浮上して

きました。

J R 北海道には、何よりも安全を最優先とする公共交通機関として、一刻も早い再生を目指し、事故原因の徹底究明と再発防止策を講じ、広大な積雪寒冷地の北海道における運行の安全確保に万全を期すことが緊急に求められています。

よって、J R 北海道が利用者の信頼を取り戻すために、国に対し以下の対応を強く求めます。

記

1. 事故原因の徹底究明と事故防止策の強化について、J R 北海道に対し指導を行うこと。
2. 積雪寒冷地、長距離運行という本道の特性に配慮し、老朽化した車両・設備の更新に必要な、技術的、財政的な支援強化を早期に図り、北海道独自の安全基準を国が主導で行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 25 年 10 月 3 日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第 17 号について、1 番倉本賢議員。

●1 番倉本賢議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第 17 号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

国民皆保険制度の堅持と地域医療の拡充

等に関する意見書

医療の高度化と少子高齢化により医療費は増大していますが、投入されるべき医療資源の不足のために、我が国の医療の根幹をなす国民皆保険制度は、その維持が危ぶまれています。

医師の不足や偏在により、地域医療崩壊の寸前である医療情勢の中、混合診療の全面解禁や営利企業の医療への参入、T P P参加など、国民皆保険制度を揺るがす諸施策への対処を間違えば、日本の医療の将来に取り返しのつかない禍根を残すこととなります。

よって、国においては国民皆保険制度を堅持し、地域医療の拡充を図るなど、すべての国民が平等に安心して良質な医療を受けられるよう、下記の事項について強く要望します。

記

1. 将来にわたって世界に誇る国民皆保険制度を堅持すること。
2. 公的医療保険を脅かすT P Pへは参加しないこと。
3. 医療機関の経営を脅かす控除対象外消費税を解消すること。
4. 北海道の地域医療の継続のため適切な意思確保など必要な対策を早急に講じること。
5. 萎縮医療に陥らないため早急に医療事故調査制度を設立すること。
6. 地域医療の充実のため、地域医療再生基金に続き新たな基金の創設を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年10月3日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第18号について、13番土井敏興議員。

●13番土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第18号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

美唄市の森林は総面積の44%を占め、トドマツ、カラマツなどの針葉樹やイタヤなどの広葉樹は四季折々に多様な表情を見せてくれます。

これら森林は、住宅資材や紙の原料など私たちの生活に欠かすことのできない木材を供給するばかりでなく、国土の保全や水資源のかん養など、かけがえのない貴重な財産です。また、近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられていますが、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材の果たす役割は、これまで以上に重要となっています。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然として厳しく、山村地域の存続が困難となることが懸念されるとともに、森林が有する水源のかん養や国土・

生態系の保全など公益的機能の低下への影響が危惧されています。

このような中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、林業・木材産業の振興を図り、山村地域を活性化していくためには、森林・林業を国家戦略と位置づけて、国の「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、国産材の利用や木質バイオマスのエネルギー利用を促進するなど、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進することが重要です。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要です。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望します。

記

1 地球温暖化防止、特に、森林吸収量の算入上限値 3.5%の確保のための森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。

2 森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進するため、森林整備加速化・林業再生基金のような地域の実情に合わせて柔軟に対応できる予算の仕組みを継続するとともに、必要な予算を確保すること。

3 環境貢献に着目した木材利用を推進するため、木造公共施設の整備や商業施設等の民間施設の木造化・木質化への支援の強化、木材利用ポイント制度の延長・充実、さらには

木質バイオマスのエネルギー利用を促進するための施策の充実を図ること。

4 安定的な林業経営の確立に向け、林業生産の基盤となる路網整備の推進・林業機械による効率的な作業システムの普及、コンテナ苗による植栽など低コスト技術の開発の推進、フォレスターや現場技術者等の人材の育成確保、さらには地域の実情に応じたエゾシカ森林被害対策の拡充・強化を図ること。

5 復興予算（森林整備加速化・林業再生事業）の使途の厳格化に伴い基金の返還が求められていることから、東日本大震災により被災を受けた住宅等の復興をはじめとした全国的な木材の安定供給に支障が生じないように、必要な予算措置を講じること。

6 地域の安全・安心の確保のため、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策など治山事業を推進すること。

7 国有林の一体的な管理経営を通じた公益的機能の発揮のための事業実施、木材の安定供給等の取組の推進、森林・林業再生に向けた民有林との連携強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 10 月 3 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第 19 号について、6 番森川明議員。

●6番森川明議員（登壇） ただいま議題となりました意見書第19号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

TPP交渉経過情報の提供と重要5
農産物の聖域確保を求める意見書

過般、ブルネイにおいて開催されたTPP交渉が閉幕し、結果として関税撤廃協議分野が難航し、10月上旬開催予定のインドネシアでの首脳会合において、大筋合意を目指し協議が進められようとしています。交渉自体は知的財産権などをめぐり、米国と新興国との対立で難航しています。

また、焦点となる関税撤廃協議で日本が主張している農産物が例外として認めるかどうかは依然として不透明なままであり、殊に、交渉経過における情報については、国民には目の届かぬ形で進み、全く議論を深めることが出来ません。

政府は国民と情報を共有化し、国益を守るための議論を進展させていく責務があります。米国主導による安易な妥協は将来に禍根を残すことにつながり、米国が求める年内公表妥結に協力姿勢を示していますが、余りにも早急であり、断じて容認できるものではありません。

美唄市においても、農産物関税撤廃による影響額は約50億円に相当するという試算値も示され、地域経済を含め壊滅的な打撃を被るのは必至であります。

よって、政府においては、年内妥結に固執することなく、速やかに的確な情報を国民に

提供し、不安や疑問の解消に努め、一体となって重要5農産物の聖域を確保し、国益を死守されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99号の規定により、意見書を提出します。

平成25年10月3日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました意見書案第14号ないし意見書案第19号の以上6件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第14号地方税財源の充実確保を求める意見書ないし意見書案第19号TPP交渉経過情報の提供と重要5農産物の聖域確保を求める意見書**の以上6件は、原案のとおり**可決**されました。

●議長内馬場克康君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成25年第3回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午前11時45分 閉会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____